

函館空港国際航空便再開補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により運休している函館空港発着の国際航空旅客定期便の運航再開を支援するため、函館空港国際航空便再開補助金の交付について、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、令和2年1月に函館空港において国際航空旅客定期便を運航していた航空会社で、新型コロナウイルス感染症の影響により運休していた国際航空旅客定期便を再開させる航空会社（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、再開する国際航空旅客定期便の運航のために使用する函館空港ターミナル施設に係る次の各号に掲げる経費とし、消費税および地方消費税相当額を除いた額とする。

- (1) バックオフィス賃料・共益費
- (2) チェックインカウンター、到着ロビー等の共用施設使用料
- (3) ボーディングブリッジ使用料
- (4) その他市長が特に認める施設の使用に要する経費

(補助金の額および期間)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とする。ただし、予算の範囲内において市長が定める額を交付するものとし、1者につき500万円を上限とする。

- 2 補助の期間は、就航再開日または第3条各号に掲げる施設の使用開始日（以下「再開日等」という。）から起算して1年を限度とする。
- 3 補助の期間が翌年度にわたる場合、補助金の額は、各年度の補助対象経費の3分の2以内とする。ただし、補助金の額は第1項に定める

上限額を超えないものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を再開日等の20日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、前条第2項に規定する補助の期間が翌年度にわたる場合においては、当該年度分の申請は当該年度の3月31日分までとし、翌年度分については補助上限額の範囲内において、翌年度4月1日に別途申請するものとする。

3 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 運航計画書（別記第2号様式）

(2) 補助対象経費に係る見積および補助金額の算出基礎

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認められるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、適当でないとするときは補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、補助事業者にそれぞれ通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助金の上限額に到達したとき、または補助の期間が終了したときは、補助事業実績報告書（別記第5号様式。以下「報告書」という。）により、完了した日から30日以内または当該年度の3月31日までのうちいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書は、第5条第2項の規定により翌年度にわたる継続分を申請した場合においては、当該年度分と翌年度分をそれぞれ別に提出するものとする。

3 第1項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 運航実績書（別記第6号様式）
- (2) 補助対象経費の支払いが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の報告書により報告を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査等を行い、交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は前項の規定により補助金の額を確定したときは、補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（関係書類の備付け）

第10条 補助事業者は、補助対象経費に関する帳簿および書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿および書類については、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

令和 年度 補助金交付申請書

令和 年 月 日

函 館 市 長 様

(申請者)

住 所

法 人 名

代表者名

補助金の名称 函館空港国際航空便再開補助金

上記について補助金の交付を受けたいので、函館空港国際航空便再開補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 再開日等および完了予定日

再開日等 令和 年 月 日

完了予定日 令和 年 月 日

2 補助金の交付の対象となる経費（補助対象経費）

円

3 補助金交付申請額

円

4 関係書類

別紙のとおり

運航計画書

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|
| 運航航空会社 | | | | | | | | | | | | | | |
| 運航路線 | _____ 空港(外国名) ~ 函館空港 | | | | | | | | | | | | | |
| 運航期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度から継続の場合、前年度の補助対象期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | |
| 機種・座席数 | (座席数： 席) | | | | | | | | | | | | | |
| 運航曜日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 年 月 日 ~ 週 便(月, 火, 水, 木, 金, 土, 日) ・ 令和 年 月 日 ~ 週 便(月, 火, 水, 木, 金, 土, 日) ・ 令和 年 月 日 ~ 週 便(月, 火, 水, 木, 金, 土, 日) | | | | | | | | | | | | | |
| 運航回数 | 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 合計 |
| | 回数 | | | | | | | | | | | | | 回 |
| ①バックオフィス賃料・共益費 | | | | | | | | | | | 円 | | | |
| ②共用施設使用料 | | | | | | | | | | | 円 | | | |
| ③ボーディングブリッジ使用料 | | | | | | | | | | | 円 | | | |
| ④その他市長が特に認める施設の使用に要する経費 | | | | | | | | | | | 円 | | | |
| ⑤補助対象経費 ①+②+③+④ (※1) | | | | | | | | | | | 円 | | | |
| ⑥補助金交付申請額 ⑤×2/3 (※2) | | | | | | | | | | | 円 | | | |

※1 ⑤≥7,500,000円の場合、7,500,000円とする。

※2 ⑤≥7,500,000円の場合、5,000,000円とする。

令和 年度 補助金交付決定通知書

函 港 振
令和 年 月 日

(申請者)
住 所
法 人 名
代表者名

函 館 市 長

補助金の名称 函館空港国際航空便再開補助金

令和 年 月 日付けで申請のあった上記補助金の交付については、内容精査の結果、次のとおり決定したので、函館空港国際定期便運航再開補助金交付要綱第6条の規定により、通知します。

記

- 1 補助対象経費および補助金の額は、次のとおりとする。

| 補助対象経費 | 補助金の額 |
|--------|-------|
| 円 | 円 |

- 2 この補助金に係る補助期間の完了予定日は、令和 年 月 日とする。
- 3 補助金は、実績報告書提出後、補助金の額の確定後において交付するものとする。
- 4 次の条件を承知されたい。
- (1) この通知に係る補助金等の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、文書をもって当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- (2) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の事情が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの

- 決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。
- (3) この補助金に係る補助期間が完了したときは、要綱に定める期日までに補助事業実績報告書により市長に報告しなければならない。
 - (4) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。この場合、補助金の額の確定後においても同様とする。
 - (ア) この補助金を他の用途に使用したとき。
 - (イ) この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
 - (ウ) 法令または函館市補助金等交付規則に基づく市長の措置に違反したとき。
 - (エ) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情変更により、補助金の全部または一部を継続する必要がなくなったとき。
 - (オ) 虚偽の申請その他不正な行為があったとき。
 - (5) この補助金により取得し、または効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
 - (6) 補助事業者は、補助対象経費に係る帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておくとともに、この補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

別記第4号様式（第6条関係）

令和 年度 補助金不交付通知書

函 港 振
令和 年 月 日

（申請者）
住 所
法 人 名
代表者名

函 館 市 長

補助金の名称 函館空港国際航空便再開補助金

令和 年 月 日付けで申請のあった上記補助金に関し、内容精査の結果、補助金の交付が不相当と認められるので通知します。

別記第5号様式（第7条第関係）

令和 年度 補助事業実績報告書

令和 年 月 日

函館市長様

（補助事業者）

住所

法人名

代表者名

補助金の名称 函館空港国際航空便再開補助金

令和 年 月 日付け函港振をもって交付の決定を受けた上記補助金に係る補助期間は、令和 年 月 日完了したので、函館空港国際航空便再開補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助金交付決定通知額 金 円

運 航 実 績 書

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|
| 運航航空会社 | | | | | | | | | | | | | | |
| 運航路線 | _____ 空港(外国名) ~ 函館空港 | | | | | | | | | | | | | |
| 運航期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | |
| 前年度から継続の場合、前年度の補助対象期間 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | |
| 機種・座席数 | (座席数： 席) | | | | | | | | | | | | | |
| 運航曜日 | ・令和 年 月 日～ 週 便(月,火,水,木,金,土,日) ・令和 年 月 日～ 週 便(月,火,水,木,金,土,日) ・令和 年 月 日～ 週 便(月,火,水,木,金,土,日) | | | | | | | | | | | | | |
| 運航回数 | 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 合計 |
| | 回数 | | | | | | | | | | | | | 回 |
| ①バックオフィス賃料・共益費 | | | | | | | | | | | 円 | | | |
| ②共用施設使用料 | | | | | | | | | | | 円 | | | |
| ③ボーディングブリッジ使用料 | | | | | | | | | | | 円 | | | |
| ④その他市長が特に認める施設の使用に要する経費 | | | | | | | | | | | 円 | | | |
| ⑤補助対象経費 ①+②+③+④ (※1) | | | | | | | | | | | 円 | | | |
| ⑥補助金交付申請額 ⑤×2/3 (※2) | | | | | | | | | | | 円 | | | |

※1 ⑤ ≥ 7,500,000 円の場合, 7,500,000 円とする。

※2 ⑤ ≥ 7,500,000 円の場合, 5,000,000 円とする。

別記第7号様式（第8条第2項関係）

令和 年度 補助金の額の確定通知書

函 港 振
令和 年 月 日

（補助事業者）

住 所
法 人 名
代表者名

函 館 市 長

補助金の名称 函館空港国際航空便再開補助金

令和 年 月 日付けで補助事業実績報告のあった上記補助金については、交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたので、函館空港国際航空便再開補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額 金 円